

# 日高川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

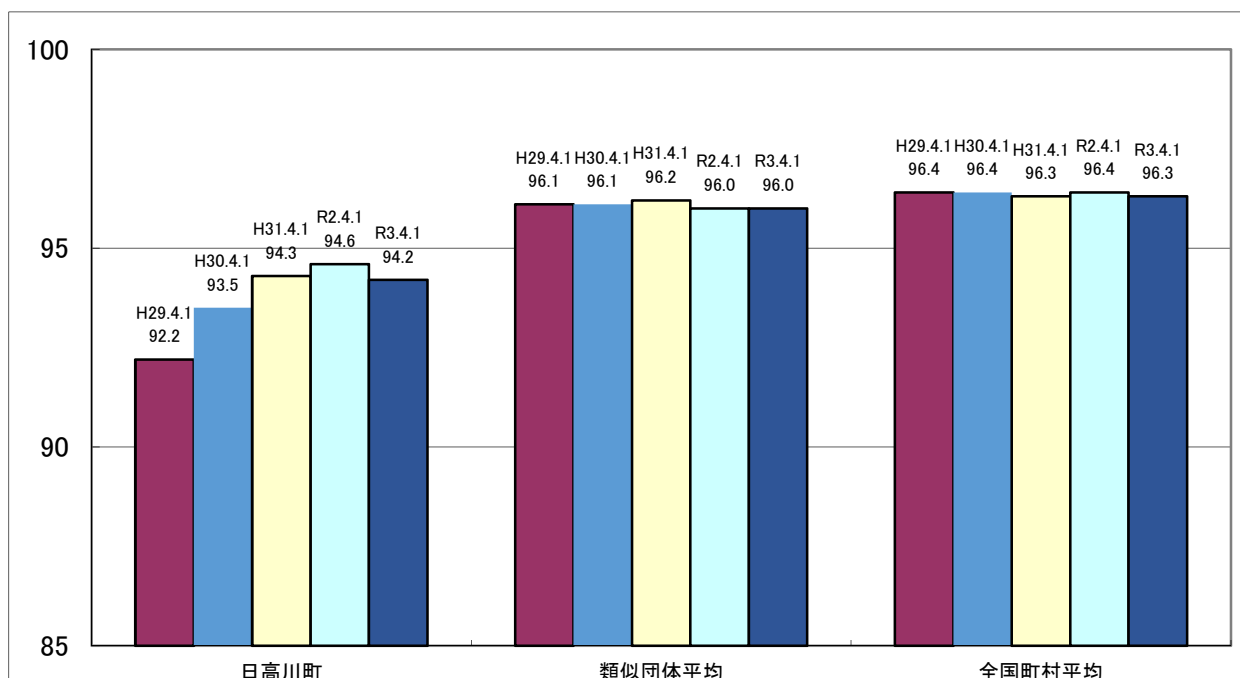
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	人 9,675	千円 10,701,191	千円 176,913	千円 1,525,401	% 14.3	% 13.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 148	千円 541,831	千円 61,846	千円 218,884	千円 822,561	千円 5,558	千円 5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員)(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもので

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層の変動のため

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

〔**実施**〕 未実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層(1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸)については、引下げなし。高齢層(3級以上の級の高位号俸)については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)  
 超過勤務手当について、労働基準法に合わせた支給方法を実施。(平成27年4月1日実施)  
 通勤手当について、上限距離を30kmから45kmへの引き上げ。(平成27年4月1日実施)  
 管理職手当について、引き上げを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高川町	45.3 歳	326,969 円	373,576 円	364,319 円
和歌山県	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	407,153 円
類似団体	41.0 歳	298,750 円	345,218 円	328,287 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
日高川町	52.1 歳	10 人	263,550 円	283,763 円	283,363 円	—	—	—	—
うち 学校給食 職員	55.4 歳	5 人	256,700 円	271,800 円	271,800 円	飲食物調理 従事者	44.3 歳	242,100 円	1.12
和歌山県	53.8 歳	176 人	315,772 円	370,253 円	347,007 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	- 円	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	3 人	285,749 円	309,905 円	301,063 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
学校給食員	4,387,400 円	3,241,100 円	1.35

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		日高川町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	136,100 円	152,700 円	—
	中 学 卒	— 円	139,900 円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	238,400 円	327,500 円	350,000 円	373,900 円
	高 校 卒	193,900 円	290,900 円	334,900 円	351,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	251,100 円	262,000 円	273,700 円
	中 学 卒	— 円	232,200 円	232,200 円	— 円

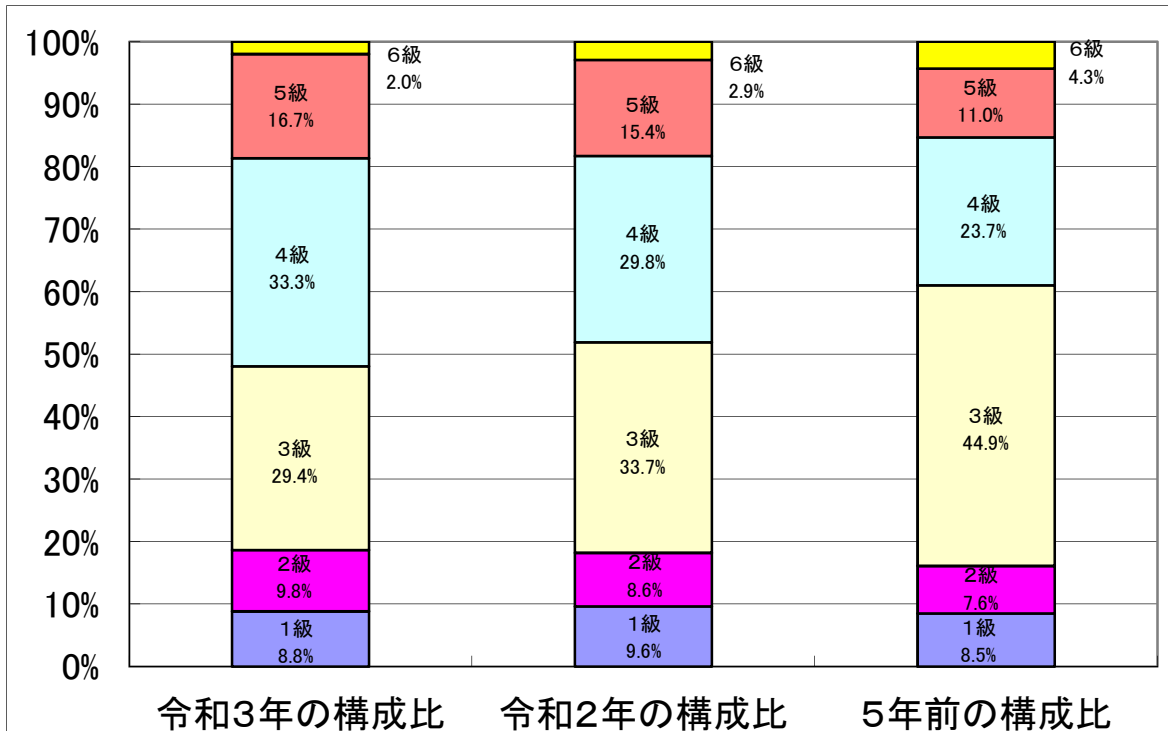
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

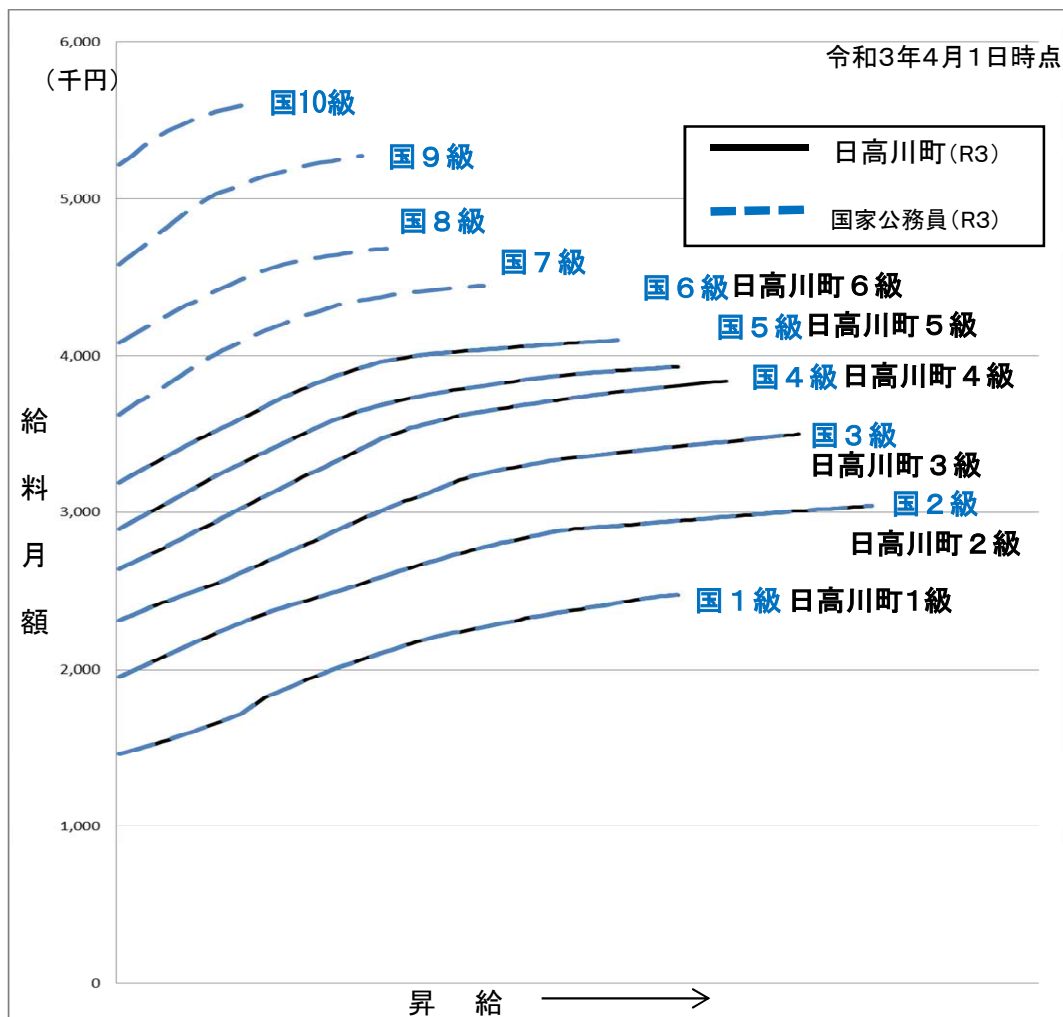
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6 級	参事の職務	2 人	1.96 %	319,200 円	408,200 円
5 級	課長の職務、支所長又はこれに相当する職務	17 人	16.67 %	289,700 円	393,000 円
4 級	副課長の職務又はこれに相当する職務	34 人	33.33 %	264,200 円	384,200 円
3 級	企画員の職務	30 人	29.41 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主事の職務	10 人	9.80 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事の職務	9 人	8.82 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 日高川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較 [行政職 (一)] (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（日高川町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日高川町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,547 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,675 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.9 )月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(日高川町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

日 高 川 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額		千円 11,779 千円	1人当たり平均支給額		千円 11,779 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 研究手当・診療所医師常駐手当・診療所医師首長診療手当・防疫作業手当等

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	8,511 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	109 千円
支給実績（令和元年度決算）	18,155 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	214 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500円</li> <li>子 10,000円</li> <li>満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき 5,000円加算</li> <li>配偶者、子以外の扶養親族 6,500円</li> </ul>	同	—	18,304 千円	277,333 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家の場合</li> <li>家賃が16,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて27,000円を限度として支給</li> </ul>	同	—	1,770 千円	196,667 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者に運賃相当額を支給</li> <li>交通用具使用者には、片道2km以上である時、2kmで2,500円、1km増すごとに700円加算。その額が17,000円を超えるときは、その額と17,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が7,800円を超えるときは7,800円)を加算した額。最高24,800円</li> </ul>	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通用具使用者には、片道2km以上である時、2kmで2,500円、1km増すごとに700円加算。その額が17,000円を超えるときは、その額と17,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が7,800円を超えるときは7,800円)を加算した額。最高24,800円</li> </ul>	14,895 千円	124,125 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>参事 35,000円</li> <li>課長・支所長・相当職 30,000円</li> <li>主幹・副課長・室長 25,000円</li> <li>相当職 25,000円</li> <li>専門員・相当職 20,000円</li> </ul>	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>参事 35,000円</li> <li>課長・支所長 30,000円</li> <li>主幹・副課長 25,000円</li> <li>室長 25,000円</li> <li>専門員 20,000円</li> </ul>	18,366 千円	286,969 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	570,000 円	860,000 円/	360,500 円
報 酬	議 長	280,000 円	700,000 円/	471,000 円
	副 議 長	220,000 円	400,000 円/	230,000 円
	議 員	200,000 円	314,000 円/	182,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和2年度支給割合)		
	副 町 長	2.55 月分		
退 職 手 当	議 長	(令和2年度支給割合)		
	副 議 長	2.55 月分		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	70万円×在職月数×0.433	14,548,800 円	在職中通算、任期毎の選択制
	備 考	57万円×在職月数×0.258	7,058,880 円	在職中通算、任期毎の選択制

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

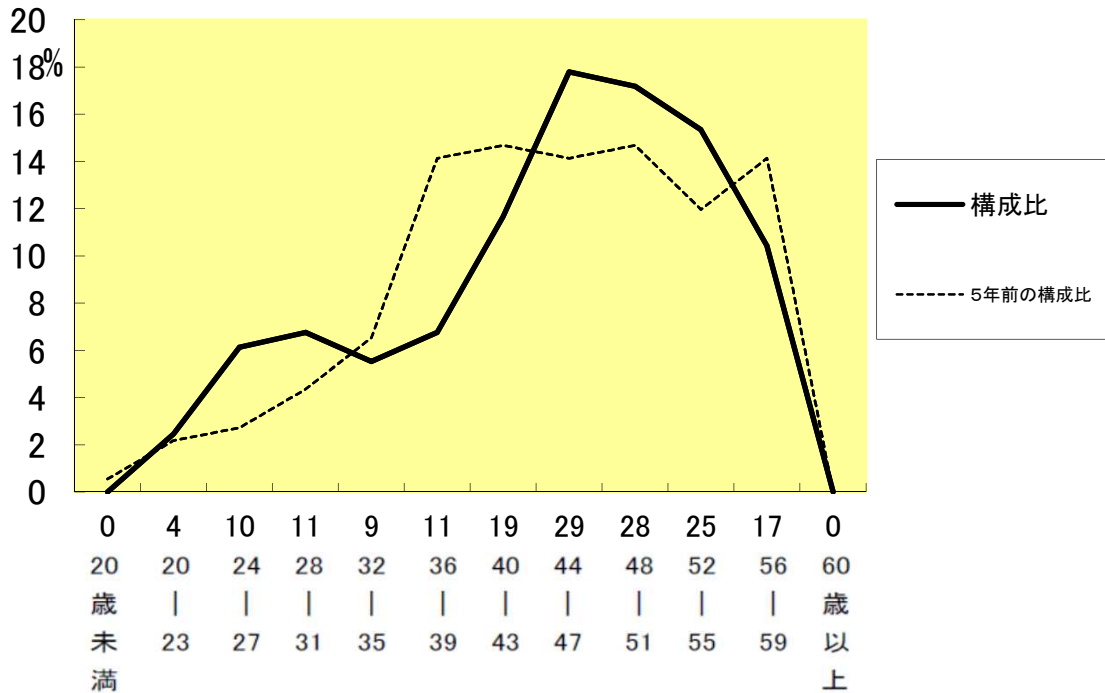
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和2年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	26	27	△ 1	退職によるもの
		税務	7	7	0	
		民生	35	37	△ 2	異動によるもの
		衛生	14	13	1	増員によるもの
		農林水産	22	25	△ 3	事務の縮小(地籍調査業務)
		商工	3	3	0	
		土木	12	12	0	
	計	121	126	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 133.25 人)	
	教育部門	22	22	0		
消防部門	0	0	0			
小 計	143	148	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 158.93 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	7	7	0		
	水道	2	2	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	9	9	0		
	小 計	20	20	0		
合 計		163	168	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 168.48 人 [ 259 ] [ 259 ] [ 0 ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	10人	11人	9人	11人	19人	29人	28人	25人	17人	0人	163人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		139	134	132	126	126	121	△18 (△12.9%)
教育		25	24	24	22	22	22	△3 (△12.0%)
普通会計 計		164	158	156	148	148	143	△21 (△12.8%)
公営企業等会計計		20	21	19	20	20	20	0 (0.0%)
総合計		184	179	175	168	168	163	△21 (△11.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。